

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年 8月 9日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし  
 区分 II: 該当なし  
 区分 III: 該当なし  
 その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用圧縮空気系気水分離器溶接事業者検査において、溶接に使用する材料の素材変更(要求する強度が得られず丸棒から板材に変更)の必要が認められたため、溶接事業者検査の材料検査をやり直す。当該事象の原因調査・対策検討。	GⅢ	
2	4号機	作業用分電盤(PP-4T12)内漏電しゃ断器(回路番号11)において、二次側の絶縁抵抗値の管理値外れが認められたため、当該機器を点検・修理。	GⅢ	
3	4号機	タービン建屋凍結及び凝固防止分電盤内の次の回路番号の漏電しゃ断器において、動作不良(回路番号4:手動切ボタンを押してもしゃ断器切れず。回路番号6・8・14・33:動作時間不良・定格時間超え。回路番号7・9・10・12・16:負荷側ケーブル絶縁抵抗管理値外れ)が認められたため、当該しゃ断器を交換。及び負荷側の調査・修理。	GⅢ	
4	その他	計器校正システム用パソコンにおいて、社内システムセキュリティのルール違反(*)が認められたため、当該原因を調査・対策検討。 なお、所内回線にウイルスは感染なし。 (*)ウイルス対策用ソフトを設定せず、ウイルスに感染している状態のパソコンを所内回線に接続した。	GⅢ	